

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 第9条に基づく事業再編計画の認可について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「水俣病特措法」という。）第9条に基づき、チッソ株式会社から平成22年11月12日に申請がありました事業再編計画について、本日、認可いたしました。

環境省としては、事業再編計画の認可について、広く国民の皆様
に説明し理解して頂くために、事業再編計画の認可の理由などにつ
いて、皆様の参考に供することといたしました。

1. 事業再編計画の認可の理由

事業再編計画の認可については、水俣病特措法第9条第2項に
認可要件が定められており、これを満たしていることを確認し、
認可しました。

（1）水俣病被害者への一時金の支給に同意していること。

チッソ株式会社は、本年4月16日、環境大臣に対し、救済措置
の方針に基づく一時金の支給に同意しています。なお、本年10月1
日に一時金の支給を開始しています。

（2）個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金
債務の返済に、救済措置の開始の時点及び救済措置の対象者の
確定の時点において支障が生じないと認められること。

水俣病特措法に基づく一時金の支給は既に10月1日に開始され
ています。こうした中、個別補償協定の履行は従前と同様に行われ
ています。また、公的支援に係る借入金債務の返済については、「平
成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置につい
て」（平成12年2月8日閣議了解）の定めるところに従い、従前と
同様に行われています。

今後については、資金計画において26年度までの間に、事業会
社からの配当335億円、法人税等の戻し益69億円によって、個
別補償協定の履行86億円、公的支援に係る借入金債務の返済30
2億円に充てることが予定されています。配当の原資を見ると、同
期間の事業会社の経常利益の総額は690億円と見込まれています。

また、27年度以降も、毎年度20億円前後の補償協定の履行や数十億円の公的支援に係る借入金債務の返済が見込まれています。一方、平成26年度の事業会社の経常利益は180億円と見込まれ、その後は企業価値の向上を目指すこととされており、個別補償協定の履行や公的支援に係る借入金債務の返済は相当の余裕を持って可能な計画となっています。

これらにより、個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと認められると考えます。

- (3) 事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。

事業計画策定期間における設備投資計画額710億円に対し、水俣製造所における設備投資計画額が280億円であり、全体の4割を占めています。また、新規事業に係る設備投資110億円のうちでも水俣製造所における設備投資が含まれる可能性があることと承知しています。

雇用については、水俣地区において、増員（5年間で50名純増）する計画となっています。

これらにより、地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであると考えます。

- (4) 特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。

事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡によっても、現在、チッソ株式会社が行っている事業は継続的に行われることとなっており、何ら財産が流出するものではありません。また、事業再編を行うことにより、水俣病特措法第30条に基づく法人税の特例措置を受けることが可能となります。これらを考えると、事業譲渡等により、チッソ株式会社の債務の履行に要する原資は減少しないものであると考えます。

(5) その内容が債権者の一般の利益に反するものではないこと。

「債権者の一般の利益に反するものであること」とは、破産が行われた場合における弁済を上回る弁済が行われることと考えています。今回の水俣病特措法に基づくチッソ株式会社の事業再編計画は、一般の破産手続と異なり、いわゆる債権カットを伴うものではなく、債権者の権利を何ら損なうものではありません。

2. その他チッソ株式会社に求める事項

事業再編計画の認可に際して、チッソ株式会社の補償責任の完遂に向けて、継続的にチッソ株式会社の個別補償協定の履行状況等を確認することが必要と考えました。このため、水俣病特措法第15条に基づき、決算、個別補償協定の履行、公的支援に係る借入金債務の返済、事業会社の設備投資及び雇用の状況について、年2回報告することを求めました。

さらに、地元の御意見を踏まえ、チッソ株式会社に、認定患者の方々の福祉の向上、地域の経済の振興に関して、今まで以上に尽力するよう要請しました。

3. 事業再編計画認可後について

(1) 事業再編により、認定患者の方々への補償や水俣病被害者の方々に対する一時金の支給は、従前と、なんら変わりはありません。

(2) 今後、チッソ株式会社は、

- ①事業会社の設立、
 - ②裁判所の事業譲渡についての許可（水俣病特措法第10条）、
 - ③事業譲渡（チッソ株式会社→事業会社）、
- の順に、手続きを行っていくことを予定しています。

なお、事業譲渡の時期については、裁判所の許可の時期などに応じて、今後、決まるものと承知しています。

(3) 環境省としては、事業再編が補償の継続及び一時金の支給のために行われるとの趣旨に基づき、チッソ株式会社が補償の継続及び一時金の支給を適切に行うよう、水俣病特措法に定められた権限に基づき、対応してまいります。